

静岡大学教育学部附属学校園いじめ防止等のための
基本方針と施策

平成31年3月7日版

静 岡 大 学

目 次

1. はじめに	1
2. 基本認識と目標	1
3. いじめのとらえ方	2
4. いじめの防止に関する基本的な考え方	
(1) 未然防止のための環境づくり	4
(2) いじめの早期発見	4
(3) いじめへの対処	5
ア いじめ事案の報告等	5
イ 重大事態への対応	5
(4) 児童生徒や保護者、後援会との連携協力	6
(5) 地域や関係諸機関との連携	6
5. 本学が実施すべき施策	
(1) 対応委員会の設置	7
(2) 日常的ないじめの防止対策を推進するための支援や附属学校園の教職員に 対する啓発に関すること	7
ア いじめの防止及び対策に関する基本的な支援	7
イ いじめの未然防止	7
ウ いじめの早期発見	8
(3) 附属学校園がいじめであると判断した事案又はいじめが疑われる事案への 措置に関すること	8
ア いじめの事案確認と対応	8
イ 関係学校園間の協力体制の構築	8
(4) 重大事態への対応と調査結果の公表について	9
(5) その他附属学校園におけるいじめの防止対策等に関すること	9
ア 基本方針や組織の点検・見直しに関するサポート	9
イ 外部人材の確保と外部機関の連携	9
ウ 調査研究	9
6. 附属学校園が実施すべき施策	
(1) 基本方針の策定と対策委員会の設置	9
ア 基本方針の策定	9
イ 対策委員会の設置	10
ウ 基本方針の公表と取組等の見直し	10
(2) いじめの防止等に関する取組	10
ア いじめの未然防止	10
イ いじめの早期発見	11

ウ	いじめへの対処	12
エ	関係機関との連携	14
7. 重大事態		
(1)	重大事態の定義	14
(2)	重大事態への対処	15
ア	重大事態の報告	15
イ	緊急対応	15
ウ	調査	15
エ	調査を行う組織	15
オ	いじめの調査結果の報告と再調査	15
カ	出席停止制度等の適切な運用	15
キ	調査結果の情報提供と公表	16
ク	報道への対応について	16
(3)	静岡県教育委員会・文部科学省との関わり	16

〔制定等履歴〕

- ・ 2014年10月 9日 役員会 制定
- ・ 2019年 3月 7日 役員会 全部改正

1. はじめに

いじめは、それを受けた児童生徒の教育を受ける権利を侵害し、心身の健全な成長や人格形成に大きな影響を与えると同時に、生命や身体に重大な危険を生じさせるおそれがある、人権上重大な問題です。いじめ問題への対応は学校における重要課題の一つであり、これまでも国や地方自治体、学校において、様々な対応が試みられてきましたが、未だにいじめを背景とした児童生徒の心身に重大な危険が生じる事案が発生しています。

いじめは、すでに発生している学校だけでなく、どの学校にも起こりえるものです。

また、どの子もいじめられる側にもいじめる側にもなりえます。附属学校園でも例外ではありません。

静岡大学（以下「本学」という。）では、児童生徒の尊厳を保持する目的で2013年に制定された「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という。）を受けて、附属学校園におけるいじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために「静岡大学教育学部附属学校園いじめ防止等のための基本方針と施策」（以下「基本方針と施策」という。）を制定しましたが、文部科学省の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月）」（以下「ガイドライン」という。）の策定や、本学附属学校でのいじめ重大事態の発生などを踏まえ、「静岡大学教育学部附属学校園におけるいじめ防止対策等に関する規則」（以下「いじめ防止規則」という。）を2018年11月に施行しました。

なお、本学には6つの附属学校と1つの附属幼稚園があります。法では、いじめ防止対策の適用範囲を小学校、中学校、高等学校、特別支援学校としていますが、幼稚園でもいじめ発生の可能性はあること、また、附属学校における一体的な生徒指導の必要性を踏まえ、基本方針と施策の適用範囲をすべての学校・園としました。（以下、幼稚園児、児童、生徒をまとめて、「児童生徒」という。）

2. 基本認識と目標

いじめは、一定の背景や特徴を持つ児童生徒だけに認められる現象ではなく、すべての児童生徒に関係する問題です。いわゆる「荒れた学校」や「問題を抱えた学年や学級」だけにいじめが起きているわけではありませんし、どの児童生徒もいじめの被害者になりうると同時にいじめの加害者にもなりうることで国立教育政策研究所（2013）の調査データなどで明らかにされています。それによると、3年間に6回の縦断的調査を受けた713名のうち、6回とも「週に1回以上」の被害経験を訴えた生徒はわずか1名（全体の0.14%）であり、中学校在学中に被害経験が「ぜんぜんなかった」と答えた生徒も205名（全体の28.7%）にとどまっていたことから、被害者は入れ替わり続けていること、さらに加害経験についても同様な傾向が認められ、いじめ被害者も加害者も特定の児童生徒に偏ることなく入れ替わっていることが示されています。

したがって、いじめの防止等の対策は、特定の個人ではなくすべての児童生徒を対象に、安心・安全な学校生活を送ることができ、一人ひとりが豊かな個性を發揮し、自分

自身と他者とを尊重できるように成長することを目標に、いじめが生じない環境や生活の場をつくり出すことを目的として実施されなければなりません。

また、いじめの防止等の対策は、すべての児童生徒がいじめを行わないことはもちろん、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす決して許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できることを目標に実施されることが必要になります。

このように、いじめ防止等に向けて取り組むに際して基本方針と施策では、児童生徒が安心感を持つことができ、互いの存在を尊重し合い、それぞれの人間的成長を保障する環境をつくり出すために、附属学校園が、児童生徒、保護者、後援会や本学・教育学部など、関係者と一体となって進めることを基本的な考え方とします。

「基本方針と施策」が、附属学校園におけるいじめ防止・対策の指針となるだけでなく、各附属学校園が自らの教育実践を振り返り、日頃の教育活動を点検・評価して将来を展望し、児童生徒自身や保護者、後援会、静岡県内の各教育委員会など、附属学校園の教育活動に関わる諸機関や個人を巻き込んで相互の建設的な対話を生み出す機会となることが期待されます。

3. いじめのとりえ方

法の規定では、いじめを「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」と定義しています。

同一の行為であったとしても、関わった児童生徒の性格や気質上の違いや対人関係の特質によっていじめと認知される場合もされない場合もありうることや、同一人物に対してなされた行為であっても、時と場合によって心身の苦痛を感じず程度に違いが見られることなど、いじめという行為が成立しているかどうかを正確に見定めることは非常に困難であり、上述のいじめの定義では、なおあいまいさや多義的解釈の余地が残されています。

例えば、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断していきます。したがって、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめに該当する可能性のある行為を受けた児童生徒の立場に立って行うことが求められます。

また、いじめには多様な様態があることに鑑みて、いじめに該当するか否かを判断する際には、「心身の苦痛を感じているもの」という要件が限定して解釈されることのないように努めなければなりません。

さらに、いじめられていたとしても該当児童生徒がそれを否定する場合が多々あるこ

とを踏まえて、該当児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察したり、声をかけたり聴き取りを行うなど、いろいろな手立てを駆使して事実の確認を行う必要があります。

こうしたことから、いじめであるかどうかの判断は、特定の教職員のみによることなく、法第 22 条に規定された「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」であり、本学のいじめ防止規則で規定されるいじめ問題対策委員会（以下「対策委員会」という。）が主体となって組織的に行うことが必要になります。

なお、いじめの定義でいうところの「一定の人的関係」とは、「学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等、当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と（の間に出来上がっている）何らかの人的関係」のことを意味しています。「物理的な影響」とは、「身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する」と説明されています（「いじめの防止等のための基本的な方針（文部科学大臣決定、平成 29 年 3 月 14 日最終改定）」（以下「基本的な方針」という。）。

さらに、基本的な方針では、いじめに該当する具体的な行為を以下のように例示し、関係者の間で認識を統一できるように配慮されています。例えば、インターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいたが、当該児童生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については、法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要となります。

加えて、いじめられた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限りません。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合には、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能です。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事実を対策委員会で情報共有することが必要となります。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがあります。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

これらの中には、明確な犯罪行為に当たるものや児童生徒の生命や身体、財産に重大な被害を生じさせる可能性があり、直ちに警察に通報すべきものが含まれていますが、これらについては、教育的配慮や被害者の意向に配慮の上で、早期に警察と連携した対応をとることが必要です。

4. いじめの防止に関する基本的な考え方

(1) 未然防止のための環境づくり

附属学校園は、「いじめはどの子にも、どの学校園でも生じうる」及び「いじめは決して許されない」との認識のもと、すべての児童生徒が安心・安全な学校園生活を送り、様々な活動に自発的・意欲的に取り組むことができるよう、学校園の内外を問わず、いじめ未然防止のための対策を講じ、遂行します。また、すべての児童生徒がいじめを行わないことはもちろん、いじめを生み出すことのない環境をつくり出すことを目指し、いじめを認識しながら放置しないことや、いじめは許されない行為であることを児童生徒が理解できるよう、合理的に可能な手立てを通じて指導・支援します。

また、各附属学校園生活の主役は児童生徒自身であることから、いじめの未然防止のための取組として、例えば、児童会や生徒会によるいじめは、決して許されないことや命の大切さを呼びかける活動など、児童生徒の自主性や主体性、自発性、創意工夫などを附属学校園としてサポートすることも大切です。

そのほか、下記事項に留意していじめの未然防止のために力を尽くすこととします。

- 個々の教職員が日頃より児童生徒の行動を注意深く観察し、小さな変化にも気づくことができるよう努力する。
- 児童生徒の様子に関する情報の交換・共有を教職員の間で行う機会を定期的に設けるとともにそれが可能な職場環境を整える。
- 日頃より児童生徒及びその保護者との間で円滑なコミュニケーション関係を築き、維持する。
- 各附属学校園の教育活動を通して児童生徒の豊かな情操や道徳的判断能力を養い、互いの人格を尊重し合える態度の育成を図る。
- すべての児童生徒が安心でき、自己肯定感や自己有用感を感じられる充実した学級づくり・学校園づくりを目指す。
- 情報の高度な流通性や発信者の匿名性などインターネットを介して送信される情報の特性を踏まえ、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処することができるよう、児童生徒及びその保護者、教職員等を対象とする啓発活動に取り組む。

(2) いじめの早期発見

いじめは、未然防止が大切ではありますが、児童生徒の生活すべてを附属学校園あ

るいは家庭で把握することは難しいことや、そもそもいじめは教職員など大人が気付きにくい場や状況で行われやすいことから、いじめ行為を早期に発見し、初期段階における迅速かつ適切な対応を関係者が協力して行うことが大切です。

そのためには、児童生徒の成長発達に関わるすべての大人が、互いに連携協力し、些細な兆候であってもいじめと結びついている可能性があることを認識し、児童生徒が抱えているかも知れない苦しさや悩みに共感する力を高めることが必要になります。

そのために附属学校園では、下記事項に留意して、いじめの早期発見に努めます。

○管理職、生徒指導主事・主任、学年主任、学級担任、スクールカウンセラー、特別支援教育コーディネータや養護教諭など教職員間における密接な連携協力関係を確立し、個人が情報を抱え込むことがないよう、組織的に対応することを心掛ける。

○定期的なアンケート調査等や教育相談の実施、相談窓口や相談方法の周知徹底、いじめに関わる外部機関とのネットワークづくりなど、いじめやその予兆となる現象を的確にとらえ、早期にかつ迅速に対応することが可能な体制や環境を整える。

○保護者や後援会との間に緊密な連携協力体制を構築し、関係するすべての大人が児童生徒を見守る仕組みを構築する。

(3) いじめへの対処

ア いじめ事案の報告等

附属学校園の教職員は、いじめを発見し、又は児童生徒あるいは保護者からいじめに関する相談を受けたときや、児童生徒がいじめに該当する可能性のある行為を受けていると思われるときには、他の業務に優先して、速やかに当該の附属学校園長に報告します。

報告を受けた附属学校園長は、速やかに対策委員会において、事実関係の把握及びいじめであるか否かの判断を行い、その結果を附属学校園統括長に報告するとともに、適切な措置を講じます。この報告を受けた附属学校園統括長は、事実関係を確認し、学長に報告することとなります。

イ 重大事態への対応

重大事態に対しては、いじめ防止規則及び後述の「7 重大事態」の記載に基づき、適切に対応します。

このように、いじめの事実の確認作業は、組織的に行うこととします。いじめが確認された場合、当該の附属学校園は、いじめを受けた児童生徒やいじめを通報した児童生徒の安全を直ちに確保するとともに、被害を受けた児童生徒の家庭に対して当該児童生徒を全力で守り通すことを核とする方針を伝えます。そして、詳細を確認した上で、いじめを行った児童生徒に対して、いじめは絶対に許されない行為であるとの

立場から、事情を確認し、対策委員会が主体となって適切に、かつ毅然とした指導・支援を組織的に行います。

一方、いじめの被害者や加害者に対するサポートや、当事者ではない、それ以外の児童生徒に対する心理面のケアを専門的見地から行うために、必要に応じて本学の人的資源を有効に活用します。

学長は、附属学校園の設置者として、附属学校園に対するいじめ対策についての指導をいじめ問題対応委員会（以下「対応委員会」という。）を通して行うとともに、緊急時には児童生徒の安寧と安全のため、積極的に支援・助言をします。

なお、いじめを行った児童生徒に対して必要な教育上の指導を実施したにもかかわらず、その指導による十分な効果を挙げることが困難な場合には、必要に応じて関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局等の人権擁護機関）との間で適切な連携を図ります。

（４）児童生徒や保護者、後援会との連携協力

法の趣旨を鑑み、附属学校園と保護者等との間の関係性について改めて振り返り、将来にわたって両者間の緊密な協働関係を築き上げることの重要性を相互確認することは、いじめのない附属学校園をつくり上げ、児童生徒の健やかな成長を促進するためにとっても大切です。さらに、学校運営協議会に保護者や後援会のメンバーが参画する仕組みを導入するなど、従来以上に保護者や後援会が有しているサポート機能を活用します。

各附属学校園は、これまで蓄積してきた行事や体験活動、PTAによる保護者との協働の取り組みや後援会との緊密な結びつきが、例えば、異年齢の相互交流経験や達成感の獲得体験を通じて、児童生徒が自己有用感を高め、自他ともに尊重する態度を育てることに貢献してきた実績を踏まえ、保護者や後援会との緊密な協働的な関係をより一層強めることとします。

また、いじめのない附属学校園づくりに児童生徒の積極的な参画を求めます。

（５）地域や関係諸機関との連携

公立学校園に比べて学区が広範囲にわたるといふ附属学校園の特性を踏まえつつ、社会総がかりでいじめ防止等の対策を実践するという法の精神に鑑み、附属学校園は地域や関係諸機関との連携協力関係を一層強化します。静岡県や静岡市・浜松市両政令指定都市に設置された「いじめ問題対策連絡協議会」（以下「連絡協議会」という。）のほか、各附属学校園が所在する自治体の各教育委員会との間で恒常的な連携協力関係の強化に努めるほか、地域学校警察連絡協議会などの協議組織のメンバーになることも視野に入れ、平素よりいじめに関する情報の交換や共有を関係諸機関との間で推進します。

5. 本学が実施すべき施策

(1) 対応委員会の設置

本学は、附属学校園で発生する児童生徒に関するトラブルやいじめの防止について検討するとともに、重大事態が発生した際の対応のための組織として、いじめ防止規則に基づき、対応委員会を設置します。

(2) 日常的ないじめの防止対策を推進するための支援や附属学校園の教職員に対する啓発に関すること

本学には、臨床心理、生徒指導、学校教育相談、特別支援教育、危機管理、社会福祉、ヒューマンケアなど、いじめ防止等に関わる専門性を有した教職員が多数在籍します。こうした学内資源を有効に活用し、学長は附属学校園の設置者として下記の事項に積極的に取り組み、あるいは必要に応じて附属学校園における適切な取組の実現に向けてサポートを行います。

ア いじめの防止及び対策に関する基本的な支援

いじめ防止規則に基づき、各附属学校園の対策委員会が以下の施策を適切に実施できるよう、対応委員会を通じて指導・助言します。

大学(附属学校園の設置者としての国立大学法人静岡大学であり、具体的には、学長、担当理事、学部長、附属学校園統括長、附属学校事務室等をいう。以下同じ。)は、附属学校園でいじめが発生した際、児童生徒への支援・心のケアを行う専門家を速やかに派遣できるよう、財政的な側面を含めた支援に努めます。

イ いじめの未然防止

(7) 教職員の資質向上

教職員の指導力やいじめ認知能力を高めるために、附属学校園で実施する研修会や事例研究に、臨床心理の専門家をはじめ、本学が有する人材を講師として派遣し、いじめ防止等の対策に関する資質能力向上のための校内研修を実施するよう、取組を促します。

また、大学は、附属学校園の全ての教職員の共通理解を図るため、年に複数回、いじめの問題やいじめ防止等の校内研修を附属学校園が実施するよう指導いたします。

(イ) いじめ防止につながる教育活動への支援

人権尊重の精神に立ち、児童生徒が安心して過ごせる学校園づくりや一人ひとりが大切にされ、互いの良さや可能性が育まれる教育活動の実践への、支援・指導・助言を行います。

また、児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通うコミュニケーション能力を育むよう、すべての教育活動を通じた道徳教育と体験活動の実践に支援・指導・助言を行います。

(ウ) 広報啓発活動の充実

いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響やいじめを防止することの重要性及び相

談制度や救済制度等について、附属学校事務室を窓口として、広報啓発活動を行います。

(エ) 保護者との連携

大学のいじめ防止の施策に対する保護者の意見を聴き取る機会を設けます。

ウ いじめの早期発見

(ア) 附属学校園への支援・指導

大学は、附属学校園校園長会を通じて、学校園の児童生徒等の状況を把握することに努めるとともに、課題を共有し、支援・助言します。また、副校園長会と対応委員会の合同会議を定期的にかつ必要に応じて開催することで、実効性のある支援・助言の機会を創出します。また、次の点について支援・指導を行います。

○教職員がいじめに敏感になり、児童生徒がいつでも相談できる環境を整えること。

○教職員が日常的に児童生徒に関する情報を交換・共有できる学校体制と環境を構築すること。

○対策委員会が中核となって担う役割（未然防止、早期発見、事案対処）。

○各附属学校園の学校いじめ防止基本方針（以下「基本方針」という。）に基づく各種取組が果たされているかどうかを確認すること。

○生徒指導主任への支援・指導の機会を設けます。

(イ) 児童生徒が自分の悩み等を自由に発信・相談できるシステムの構築の支援

児童生徒がいつでも誰でも安心して自分の気持ちや悩みを訴えることができるシステムを附属学校園が実情に合わせて構築できるように支援します。

(ロ) インターネットを通して行われるいじめに対する対策の推進

各教科等で行われる情報モラル教育や外部講師による講演会を実施し、インターネット上のいじめの防止と児童生徒や保護者への啓発活動を行います。また、インターネット上でのいじめを早期に発見するため、外部組織の活用等を含めた体制の構築に努めます。

(3) 附属学校園がいじめであると判断した事案又はいじめが疑われる事案への措置に関する事

ア いじめの事実確認と対応

附属学校園で児童生徒に関するトラブルやいじめ問題が発生した際には、本学は、附属学校園と連携して迅速な事実確認と状況把握が的確にできるようにします。相談を行う場合は、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利等が擁護されるように配慮します。

イ 関係学校園間の協力体制の構築

いじめを受けた児童生徒といじめを行った児童生徒が、同一学校園に在籍していなかった場合、関係する市教育委員会を通して、関係学校園間との協力体制を構築します。

いじめの加害者である児童生徒に対して出席停止の措置を行った場合には、出席停止の期間における学習への支援など教育上必要な措置を講じ、当該生徒の立ち直りを支援します。

また、本学は、いじめられた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、就学校の変更等の弾力的な対応を検討します。

(4) 重大事態への対応と調査結果の公表について

いじめ防止規則に基づき、対応委員会によって重大事態の事実を確認するとともに、学長を経て、文部科学省への報告、調査等、必要な手続きを迅速に実施するとともに、当該学校園への指導・助言を行います。詳細は、後述の「7 重大事態」に記載します。

(5) その他附属学校園におけるいじめの防止対策等に関すること

ア 基本方針や組織の点検・見直しに関するサポート

対応委員会は、基本方針と施策を公開するとともに、基本方針と施策が有効に機能するための諸方策を、随時検討します。また、附属学校園で策定された基本方針や対策委員会が適切に機能しているかについて、不断の点検・チェックを行います。

イ 外部人材の確保と外部機関の連携

大学は、いじめ問題に対処するため、学内の専門家に加えて、いじめ問題に関する専門的な知識を持つ外部人材の確保に努めます。

また、静岡県及び各附属学校園が所在する自治体の連絡協議会と連携し、附属学校園や保護者、静岡県教育委員会や各市教育委員会及び民間団体との連携強化等、必要な体制を整備することに努めます。

ウ 調査研究

附属学校園からの報告をもとに、いじめの傾向を分析・把握し、それをもとに対処委員会で検証し、いじめ防止等の対策に役立てます。また、本学の持つ人的資源を活用し、附属学校園が実施する児童生徒の悩み事等に関する調査の結果の分析やそれに基づくいじめの対応について指導・助言を行います。

6. 附属学校園が実施すべき施策

附属学校園は、校園長のリーダーシップの下、以下のように全教職員の協力体制と指導体制を確立します。また、本学と連携して、静岡県教育委員会や各附属学校園が所在している自治体の教育委員会の協力を得ながら、各附属学校園の実情に応じた対策を推進します。

(1) 基本方針の策定と対策委員会の設置

ア 基本方針の策定

各附属学校園は、国の基本方針や本学の基本方針と施策及び静岡県や各附属学校園が所在している自治体の教育委員会が策定した基本方針を参酌し、附属学校園の実情に応じて、基本方針を定めます。

ここで、「学校園の実情に応じて」とは、基本方針と施策等に示された内容をすべて取り入れるのではなく、各附属学校園の教育課題や児童生徒の実情を鑑みて重点化を図り、実効性のある内容を示すことを意味しています。

(7) 具体的内容

- いじめを防止するための取組
- いじめの早期発見と事案対処の在り方
- 生徒指導体制と教育相談体制
- 教職員の資質向上に向けた校園内研修の取組
- 附属学校園が児童生徒の実情を鑑みて必要だと判断したこと、等を盛り込みます。
特に、早期発見については、発見方法の工夫に努めます。

(イ) 中核的な内容として、いじめに向かわない態度・能力の育成等のいじめがおきにくい・いじめを許さない環境づくりのために、年間の学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組が体系的・計画的に行われるよう、包括的な取組の方針を定めたり、その具体的な指導内容のプログラム化を図ります。

(ウ) 基本方針の策定にあたっては、保護者や児童生徒の代表の参加を図ります。

イ 対策委員会の設置

附属学校園は、いじめに対応し、その防止について審議する対策委員会を常設し、いじめに係わる情報の共有やいじめ防止等に向けた取組方針の企画立案等の検討を定期的に行います。また、いじめ事案発生時には、緊急会議を開いて対策を審議・実施します。

(ア) 対策委員会は、校園長、副校園長、教頭、主幹教諭や教務主任、生徒指導主事（主任）、学年主任、養護教諭等によって附属学校園長が組織します。

(イ) 必要に応じて、学級担任や部活動顧問、スクールカウンセラー、保護者代表や本学関係者をメンバーに加えます。

ウ 基本方針の公表と取組等の見直し

各附属学校園が策定した基本方針は、ホームページに掲載し、保護者や地域住民が基本方針の内容を容易に確認できるようにします。さらに、その内容を、必ず入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明します。

また、基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価項目に位置付けます。いじめ防止等のための取組に係る達成目標を設定し、学校評価において目標の達成状況を評価します。さらに、評価結果を踏まえ、学校におけるいじめ防止等のための取組の改善を図ります。

(2) いじめの防止等に関する取組

ア いじめの未然防止

(7) 教職員の資質向上

いじめの防止等のための対策が、専門的知識に基づき適切に行われるよう、教職員の資質向上を図ります。そのため、校内研修や職員会議・職員打合せ等の時間に、

スクールカウンセラー等の専門家をはじめ、本学が有する人材を有効に活用して、他の附属学校園とも連携し、いじめ防止等の研修や事例研究を実施します。また、教職員は自己研鑽に務め、児童生徒や集団のサインを敏感に感じ取る感性を磨き、児童生徒の心を捉えるよう努めます。

(イ) 自他を大切にすする心の育成

人権尊重の精神にたち、互いの考えや意見、人格を認め合いながら課題等を建設的に調整し解決する力や自己の言動の周囲への影響を鑑みながら判断して行動できる力等を育みます。

児童生徒が安心して過ごせる学校園づくりをし、一人ひとりが大切にされ、互いの良さや可能性が育まれる教育活動を計画的に実践します。

(ロ) すべての教育活動を通した道徳教育と体験活動の充実

児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通うコミュニケーション能力を育むよう、すべての教育活動を通した道徳教育と体験活動を計画的に実践します。

(ハ) 児童生徒の自主的活動への支援

すべての教育活動において、児童生徒が自ら考え、主体的に行動できるように支援するとともに、生徒会や児童会などによる、児童生徒の主体性に基づくいじめ防止のための自主的活動を支援します。

(ニ) 児童生徒がいじめ問題を自分のこととして捉え、考え、議論する取組をします。

(ホ) 特に配慮が必要な児童生徒について、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行います。

(ヘ) 地域や外部機関との連携

保護者や本学及び学校が設置されている地域・外部機関と連携して、生活をより良いものにしようとする児童生徒を育むと同時に、いじめの防止にあたります。

(ト) 広報啓発活動の充実

学校ホームページや学校園だより、授業参観懇談会等で、いじめの防止等の学校施策について、保護者や学校が設置されている地域に理解を図ります。児童生徒の生活や心の変化を察知するために、日頃から児童生徒と向き合うことを大切にします。

(チ) 附属学校園運営の改善

教職員が児童生徒と向き合い、いじめの防止に適切に取組ができるように、学校事務の軽減や情報コミュニケーション技術の有効活用による職務負担の軽減、学校園マネジメント体制の整備等、附属学校園運営の改善を図ります。

イ いじめの早期発見

(ア) 児童生徒の見守りと観察

教職員は、日常的な観察により児童生徒の表情・態度・言動等に注視するとともに

に、必要に応じていじめ問題への取組に関する予め定められた項目によるチェック等を行うことによって、いじめの早期発見に努めます。

また、教職員が様々な方法で児童生徒との信頼関係を深め、児童生徒をみとり、気になる表れについては、教育相談や家庭訪問等により、迅速に対応します。

(イ) 学校体制のチェックと情報の共有

附属学校園は、対策委員会が主体となって、附属学校園におけるいじめの防止等の取組が適切、確実に実施されているかどうか常にチェックします。いじめの萌芽が見逃されたり、対応が遅れたりすることがないように、特に、教職員間の情報交換と共有を確実に行います。

(ロ) 児童生徒の実態把握

児童生徒の実態を把握するために、悩み事等に関する調査を、年3回程度実施するほか、附属学校園の実情に応じて随時実施し、その結果を本学の附属学校事務室を介して附属学校園統括長(対応委員会)に報告します。調査にあたっては、無記名、家庭への持ち帰り、又は記名とし、附属学校園の実情によって、児童生徒や保護者が悩みを書きやすいよう配慮します。

(ハ) 児童生徒が自分の悩み等を自由に発信・相談できるシステムの構築

児童生徒がいつでも誰でも安心して、自分の気持ちや悩みを訴えることができる相談ボックスや相談メール等の投書システムを附属学校園が実情に合わせて構築します。

(ニ) インターネットを通して行われるいじめに対する対策

大学は、インターネット上でのいじめを早期に発見するため、外部組織の活用等を含めた体制の構築に努めます。

(ホ) 相談体制の整備

附属学校園は、スクールカウンセラーや附属学校園統括長(対応委員会)と連携し、学校園内の教育相談体制の整備に努めます。また、「24時間子供SOSダイヤル」をはじめとする外部機関の相談窓口についても周知します。

(ヘ) 保護者との連携

家庭における子どもの言動や生活に気になる変化が見られたとき、すぐに学校に相談することが可能となるよう保護者との信頼関係の構築と保護者への働きかけに努めます。

(ト) 保護者の相談や訴えへの適切な対応

保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合は、些細な兆候であっても真摯に傾聴して、いじめが疑われる段階からの的確に関わり、児童生徒の安全確保と秘密保持に配慮します。

ウ いじめへの対処

(7) いじめの事実確認と状況把握

発見・通報を受けた教職員は、他の業務に優先して当該の附属学校園長に報告します。報告を受けた附属学校園長は、速やかに対策委員会を開催し、同委員会が主体となって組織的にいじめを受けた児童生徒、いじめを行った児童生徒、周りの児童生徒、いじめを受けた児童生徒の保護者それぞれに対して、いじめ情報を聴き取り、情報を整理し、的確に事実確認を行います。

事実確認の結果については、いじめと判断された事例だけでなく、いじめが疑われる事例についても、迅速に附属学校園統括長（対応委員会）に報告します。

(イ) いじめを受けた児童生徒への支援と心のケア

何よりも児童生徒のつらかった思いへの共感を示し、いじめは許さない、全力で守り通すことを教職員側の基本姿勢とし、いつでも相談できる体制を伝え、児童生徒に安心感を持って、事実や状況を話せる関係を作ります。「いじめられる児童生徒に問題はない」という理念の下、いじめを受けた児童生徒に寄り添って対応し、いじめを受けた児童生徒が安心して過ごせる環境を確立します。

必要に応じて、調査や緊急サポートに関して、対応委員会の支援を要請し、指導助言を受けながら、相談体制や指導体制を整備します。また、被害児童生徒の心的外傷後ストレス障害（PTSD）等のいじめによる後遺症へのケアを行います。

また、必要に応じて、いじめを行った児童生徒といじめを受けた児童生徒を異なった場所で学習させるなど、いじめを受けた児童生徒が安心して教育を受けられるようにするための措置をとります。

(ロ) いじめを行った児童生徒への指導と心のケア

いじめを行った児童生徒の言い分を十分に聴き、ゆとりをもって対応します。自分の言動を振り返らせながら、相手の気持ちを振り返らせ、後悔の念を抱かせたり、他人の痛みを理解するための指導を粘り強く行います。必要に応じ、専門家による継続的なカウンセリングを行います。

(ハ) いじめを受けた児童生徒の保護者への対応

いじめを受けた児童生徒の保護者の訴え、不安、要望を共感的な態度で傾聴し、真摯に対応します。

また、希望に応じて専門家によるサポートを受けられるように支援します。そして、いじめを行った児童生徒の保護者の間で争いが起きることがないように、保護者と事実について情報を共有するなど必要な措置を取ります。

(ニ) いじめを行った児童生徒の保護者への対応

いじめを行った児童生徒の保護者についても、一方的に責めることはせず、いじめの事実といじめを受けた児童生徒とその保護者の気持ちを伝えます。また、謝罪等の要望がある場合は、その旨を相手に伝えます。そして、いじめを受けた児童生徒の保護者の間で争いが起きることがないように、保護者と事実について情報を共有するなど必要な措置を取ります。

(カ) 周りの児童生徒への指導と心のケア

いじめを受けた児童生徒及びその保護者の要望を聴き、その要望に沿った形で学級や学年、全校への指導計画を立て、指導内容や指導時期と指導対象等について、いじめを受けた側の了解を得て実施します。また、必要に応じ、専門家によるカウンセリングを行います。

(キ) 附属学校園長及び教員による懲戒

附属学校園長及び教員は、いじめを行った児童生徒に対して、教育上必要があると認めるときは、学校教育法第 11 条の規定に基づき、児童生徒に対して懲戒を加えることを検討します。

エ 関係機関との連携

(ア) 本学との連携

附属学校園長は、いじめであると判断した場合又はいじめが疑われる場合は、附属学校事務室を介し速やかに附属学校園統括長に報告します。報告を受けた同統括長は、対応委員会で情報共有するとともに学長に報告し、関係者が連携して対応します。

(イ) その他の関係機関との連携

本学を通して、静岡県教育委員会や各市教育委員会及び民間団体と連携し、必要な体制を整備するとともに、児童生徒の様子を見守ります。いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、本学と協議の上、所轄警察署に通報し、連携してこれに対処します。また、児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに附属学校園より所轄警察署に通報し、適切な援助を求めるとともに、附属学校事務室を介し、本学へその経過を報告します。

7. 重大事態

(1) 重大事態の定義

重大事態は、法及び基本的な方針に定められているが、その骨子は以下のとおりです。

(ア) いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合 等

(イ) 欠席の原因がいじめと疑われ、児童生徒が相当の期間（年間 30 日を目安）、学校を欠席しているとき。あるいは、児童生徒が一定期間連続して欠席しており、学長又は附属学校園長が判断したとき。

(ウ) 児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったとき。

(2) 重大事態への対処

ア 重大事態の報告

重大事態が疑われる事案が発生したと附属学校園長が判断した場合は、附属学校事務室を介し速やかに附属学校園統括長に報告します。報告を受けた同統括長は、対応委員会で情報共有するとともに、学長に報告します。学長は、事実関係を確認の上、文部科学大臣に重大事態の発生を報告します。また、学長は、重大事態に係る事実関係を明確にするために、対応委員会に調査を付託し、同委員会は、調査を行うため、いじめ問題調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置します。

イ 緊急対応

学長は、重大事態が発生した場合は、附属学校園統括長（対応委員会委員長）の指揮の下、心のケア等を行う支援を、必要に応じて行います。

ウ 調査

本学は、重大事態に当たって、重大事態に対処するとともに、同種の事態の再発防止を目的とした調査を実施します。調査は、学長により対応委員会に付託され、調査委員会を設置することにより実施されます。調査では、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景・事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、附属学校園・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を可能な限り網羅的に明確にします。この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではないことは言うまでもなく、附属学校園と本学が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の再発防止を図るものです。

調査の実施に当たっては、ガイドライン等を参考にします。

エ 調査を行う組織

調査は、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別な利害関係を有しない者(第三者)を含む調査委員会によって行われます。

オ いじめの調査結果の報告と再調査

学長は、調査結果を文部科学大臣に報告します。文部科学大臣が調査結果について、再調査の必要があると認めた場合は、改めて文部科学省によって調査が行われることがあります。

カ 出席停止制度等の適切な運用

附属学校園は、重大事態に対処する必要がある場合には、いじめを行った児童生徒について、いじめを受けた児童生徒が使用する教室以外の場所において学習を行わせ

るなど、いじめを受けた児童生徒が安心して教育を受けられるようにするための措置をとります。

前項の措置で十分な効果を得られないなどの理由で、附属学校園から出席停止について相談があった場合、本学は、いじめを行った児童生徒に対して、学校教育法第11条及び「出席停止制度の運用の在り方について（平成13年11月6日文科初725）」に基づき、当該児童生徒に対して出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童生徒が安心して教育を受けられるようにします。

キ 調査結果の情報提供と公表

本学は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、調査結果をもとに、重大事態の事実関係などの情報を提供します。

ク 報道への対応について

情報発信・報道対応については、個人情報保護への配慮の上、正確で一貫した情報提供が必要です。初期の段階でトラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう留意します。また、自殺については連鎖（後追い）の可能性があることを踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要であり、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にする必要があります。

なお、いじめの重大事態に関する調査結果を公表するか否かは、ガイドラインに則り、被害児童生徒・保護者等の意向、公表した場合の影響等を統合的に勘案して判断することとなります。

(3) 静岡県教育委員会・文部科学省との関わり

緊急事態においては、本学は法に定められている通り、文部科学大臣に事態の発生や調査結果を報告するとともに、必要に応じて静岡県教育委員会に緊急対応等の支援を依頼します。

引用文献

- ・国立教育政策研究所 2013 いじめ追跡調査 2010-2012 生徒指導・進路指導研究センター
- ・文部科学省 2017 「いじめの防止等のための基本的な方針（最終改訂版）」